

■もしケガや事故にあわれた場合(保険金のご請求)■

事故報告から保険金が支払われるまでの流れは概ね次の通りです。
迅速な処理、円満解決のためにも速やかにお手続きください。

step 1

事故受付

便利
です!

手続き方法① スマートフォン

加入者票に
印字されている
QRコードから
請求可能です。



- 面倒なお電話でのやりとりも不要!
- いつでも、どこでも好きな時に請求可能!

手続き方法② マイページアプリ

事故受付



スマートフォンでアプリをインストールします。事故のご連絡が可能です。(ケガのみ)

- 事故受付以外に…
- 保険のご契約内容の確認も可能です

もし事故にあわれた場合は、取扱代理店もしくは事故受付センター(東京海上日動安心110番)へ

事故受付センター(東京海上日動安心110番) ☎ **0120-720-110** 受付時間:24時間365日

step 2

東京海上日動火災保険株式会社から保険請求用紙等がご加入者様に郵送されます。(事故報告後1~2週間後)
※一部の事故では保険請求書を郵送しないケースもございます。

step 3

送られてきた請求用紙に必要書類(下表参照)を添付して東京海上日動火災保険株式会社に郵送してください。

傷害事故の場合	賠償事故の場合	疾病事故の場合														
①保険金請求書 保険金請求書類に記載のQRコードよりペーパーレスで保険金請求が可能になりました(傷害事故のみ)。 ②診断書もしくは自己申告書 ※請求額が他のご請求と合わせて30万円以下でのお支払いとなる場合は、診断書のご提出を省略できます。ただし、おケガの状態により別途ご提出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。 ※当社が必要と判断した場合には、領収書のご提出をお願いする場合があります。 ※手術保険金の請求がある場合は、診療明細書・診療報酬明細書・手術同意書等、手術の内容が確認できる書類のご提出が必要です。 (傷害事故の場合、診断書代はご本人負担となりますので、予めご了承ください。)	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">損害額を算出するために必要な書類</th><th rowspan="2">示談後に必要な書類</th></tr> <tr> <th>人身事故の場合</th><th>物損事故の場合</th></tr> <tr> <td>医師の診断書</td><td>被害物の写真</td><td>保険金請求書</td></tr> <tr> <td>治療費等の領収書</td><td>修理見積書</td><td>示談書</td></tr> <tr> <td>休業損害証明書</td><td></td><td>領収書(立替金・示談金等)</td></tr> </table> ※上記以外に、事故の内容によりその他の書類をご提出いただくことがありますので、担当者とのお打合せをお願いいたします。	損害額を算出するために必要な書類		示談後に必要な書類	人身事故の場合	物損事故の場合	医師の診断書	被害物の写真	保険金請求書	治療費等の領収書	修理見積書	示談書	休業損害証明書		領収書(立替金・示談金等)	①保険金請求書 ②入院時の領収書・診療明細書(コピー可) ※傷害補償のような30万円の診断書取付基準はありません。一方で特約(入院療養一時金)に該当する場合のみ診断書の提出を依頼することになります。
損害額を算出するために必要な書類		示談後に必要な書類														
人身事故の場合	物損事故の場合															
医師の診断書	被害物の写真	保険金請求書														
治療費等の領収書	修理見積書	示談書														
休業損害証明書		領収書(立替金・示談金等)														

被保険者が未成年の場合は、保険金請求者は親権者となります。親権者以外の方が請求される場合は、親権者からの委任が必要です。

step 4

東京海上日動火災保険株式会社から指定口座に保険金が振り込まれます。

お問い合わせや、加入内容に変更がおきたら…

事務幹事代理店

株式会社 東京海上日動パートナーズかんさい 和歌山支社

〒640-8154 和歌山市六番丁5 和歌山六番丁801ビル6F Tel:073-497-5678 受付時間: 9:00~17:00

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

担当支社 和歌山支社 Tel:073-431-1374 住所:和歌山市西丁38 Regulusビル4F
南紀支社 Tel:0739-24-1822 住所:田辺市東陽2-57 田辺東京海上日動ビル1F

和歌山県PTA連合会の保護者の皆様へ

和歌山県PTA連合会だからこそ提案できるプランです

令和8年度 和歌山県PTA連合会 小中学生総合保障制度

和歌山県PTA連合会 小中学生総合保障制度は団体総合生活保険のペットネームです

のご案内

大切なお子さまを24時間365日、補償!

学校でのケガや熱中症はもちろん、学校が休みの日や登下校中のケガや熱中症も補償します。

保険料は最大

約**21%**
割引

- ※団体割引と損害率による割引を含めた合計割引率
- ※天災危険補償特約に、損害率による割引は適用できません。
- ※昨年度から割引率が変わっており、過去の損害率による割引率:5%



ケガによる死亡・後遺障害

示談交渉付き



自転車事故など高額な賠償へ対応



学校から借りたタブレットを壊してしまった場合も補償

賠償責任補償無制限(国内)

賠償責任



ケガによる入院・通院・手術



携行している身の回り品の補償



特定感染症・熱中症の補償

©東京海上日動



扶養者に万一のことがあった場合の補償



病気による入院・手術



弁護士費用

4/30まではこちら



<https://ctmn-agent.com/gca03/dfw/GCA030/common/upload/A0058402605.html>

(毎日4:00~6:00はお手続きできません)

5/1以降はこちら



<https://ctmn-agent.com/gca03/dfw/GCA030/common/upload/A00584026052601.html>

スマホ、PCから簡単に加入申込ができます!

お手続き方法の詳細は、6・7ページをご参照ください。

募集締切日

4月30日(木)

保険期間

令和8年5月1日午後4時から
令和9年5月1日午後4時まで

掛金口座振替日

7月27日(月)
予備日 8月27日(木)

スマホやネット環境がなく、WEB加入できない方は、紙のお申込書(加入依頼書)を郵送しますので事務幹事代理店にご連絡ください。必要事項を記入し、同封の返信用封筒にて4月24日(金)までにお送りください。

- 加入者票は6月以降に順次発送となります。
- 今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点はP9~10のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

【随時募集中】募集締切日に間に合わない場合でも、中途加入は可能です。 中途加入の場合、加入者保険期間は毎月末日までのお手続きで翌月1日~2027年5月1日(土)午後4時までとなります。

各学校ではお申込みの受付はいたしません。後記の《お手続き方法》をご確認いただきお手続きください。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくはホームページにてWEB約款でご確認ください。ご不明な点等がある場合には代理店までお問い合わせください。

現在ご加入の方につきましては、上記記載の募集締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

重要 ご加入に際し必ずお読みください

- ①「重要事項説明書」(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)、②「補償の概要等」(保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合)、③「ご加入内容確認事項」および④「保険の対象となる方(被保険者)について」は、二次元コードのアクセス先または和歌山県PTA連合会ホームページより必ずご確認ください。
(<https://www.wakayama-pta.jp/tokiomarine-hoken.html>)

※上記①~④については、印刷・保管されることをおすすめいたします。なお、冊子ご希望の場合は、事務幹事代理店までご連絡ください。



総合保障制度について



総合保障制度(東京海上日動)

小中学生総合補償制度

お子さまの補償

正式名称: 団体総合生活保険

補償対象については補償の概要等をご確認ください。

賠償責任

お子さまのご加入でご家族の日常生活での賠償事故も補償!

日常生活の賠償責任を補償

- 国内外を問わず、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
- 自転車で他人にケガをさせた場合も保険金をお支払いします。
- 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する賠償責任についても、500万円を支払限度額として保険金をお支払いします。(T1~T4プランのみ)

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。(T1~T4プランのみ)
携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。(T5プラン)

持ち帰ったタブレット壊したらどうしよう…

ご安心ください!

本プランは自宅に持ち帰って壊してしまったなどの場合も

補償の対象です!

安心の示談交渉付き

日常のトラブルや事故というのは不注意や不意に起きてしまうことが多く、トラブルや事故が起きた場合に当事者同士で問題を全て解決するのは一般的に困難です。

このような賠償問題の解決を加害者である当事者(保護者)に代わって被害者の方と直接保険会社が示談交渉を行います。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

お支払い保険金例

約2,500万円

事故例

友人とケンカをしてけがをさせてしまい、相手に後遺障害が残ってしまった。

トラブル対策費用補償・ 弁護士費用等補償特約 (人格権侵害等)

弁護士費用等補償特約はお子さまのご加入でご家族も対象になります!
(トラブル対策費用はお子さまのみ補償)

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ*2・嫌がらせ*3等により精神的苦痛を被った場合*4に、防犯対策の初期費用から、損害賠償請求等の弁護士費用まで、トラブル解決に要する様々な費用を負担した際に保険金をお支払いします。

※ T5プランではトラブル対策費用は対象外となっております。

*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)に在籍する児童または生徒が対象となります。

*3 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合にかぎりです。

自転車で轢かれ、大けがを負ったが、相手に何も対応してもらえないので、損害賠償を請求したい。

ストーカー行為で付きまとわれ、怖くて外出できなくなってしまったため、相手に損害賠償を請求したい。

子どもが学校で、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。弁護士に相談したい。

傷害補償

24時間無料の医療相談サービス メディカルアシスト付帯(詳細はP8)

24時間いつでもどこでも急激かつ偶然な外来の事故によるケガや熱中症を補償(ケガには細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。)

- 校内・通学途上、クラブ活動、旅行、レジャー等でお子様の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは熱中症を補償します。(国内外を問いません。)
- 自転車での事故も補償します。 ●特定感染症も補償します。
- 入院・通院は1日目から保険金をお支払いします。ケガまたは熱中症による死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。特定感染症は後遺障害・入院・通院のみの保険金お支払い対象となります。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。

※急激かつ偶然な外来の事故の要件を欠く野球肘およびしもやけ等は補償の対象となるケガに含まれません。

※T5プランでは自転車事故によるケガまたは熱中症のみ補償されます。また、T5プランは手術保険金不担保であり、ケガには細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含まれません。

学校内でのケガ

事故例*1 サッカーの試合中にボールが腕に当たり骨折、30日間通院した。

お支払い保険金例
75,000円
(T1プラン)

学校外でのケガ

事故例*1 自転車でトラックと衝突し、全身打撲で30日間入院した。

お支払い保険金例
105,000円
(T1プラン)

*1 本事故例は補償内容をわかりやすく説明するための架空の事例です。

疾病補償

T1~T3プラン対象

お子様が病気により入院や手術をした場合に補償します。

- お子様が病気の治療のために保険期間中に開始した入院が1日を超えて継続した場合、60日を限度として入院医療保険金をお支払いいたします。

- お子様が病気の治療を目的として保険期間中に病院または診療所で所定の手術を受けた場合または放射線治療を受けた場合に、手術の種類に応じて入院医療保険金日額に一定の倍率を乗じてお支払します。(T1・T2プランのみ)

- 医師が、病気の治療のために継続して60日以上入院が必要であると診断した場合、入院療養一時金をお支払します。

※新規ご加入時の支払責任の開始日より前に被った病気については保険金お支払いの対象となりません。(ただし、新規ご加入時の支払責任の開始する日からその日を含めて1年を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。)

肺炎で入院した。

病気で手術をした。

事故例*1 肺炎で8日間入院した。

お支払い保険金例
12,000円
(T1プラン)

*1 本事故例は補償内容をわかりやすく説明するための架空の事例です。

育英費用

T1~T4プラン対象

万一、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故で亡くなられた場合等に補償します。※あらかじめ扶養者の方をご指定いただけます。

指定された扶養者がケガや熱中症の事故で死亡もしくは重度後遺障害が生じ扶養者に扶養されなくなった場合に、育英費用保険金を全額(一時金)お支払いします。

※天災危険補償特約(傷害、育英費用)は、扶養者と保険の対象となる方(お子様)の補償です。

扶養者が事故で亡くなり、授業料が払えなくなった。

事故例 父親が交通事故で死亡した。

お支払い保険金例
480万円
(T2プラン)

学校管理下動産

T1~T3プラン対象

学校の授業・登下校中などに、お子様が携行している身の回りの品に損害が生じた場合に補償されます。

損害額(修理費または時価額のいずれか低い金額)から免責金額を差し引いた額をお支払いします。

通学中、誤ってカメラを落として壊してしまった。

事故例*1 カメラを誤って壊してしまい、修理代が4万円かかった。

お支払い保険金例
(修理代) (免責金額(自己負担額))
40,000円 - 5,000円 =
35,000円

*1 本事故例は補償内容をわかりやすく説明するための架空の事例です。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、表紙下段の二次元コードより「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料

保険期間:1年間

割引率約21%適用

おすすめ!

割引率 約 21% 適用		お99の!		T1	T2	T3	T4	T5 *4				
こども傷害補償	個人賠償責任 国内示談交渉付 (免責金額(自己負担額):0円) 記録情報限度額500万円(T5プラン以外)		国内 無制限 国外 1億円		国内 無制限 国外 1億円		国内 無制限 国外 1億円		国内 無制限 国外 1億円			
	弁護士費用補償		300万円		300万円		300万円		300万円			
	トラブル対策費用補償特約		20万円		20万円		20万円		—			
	傷害(ケガ)補償	死亡・後遺障害	24時間補償	約6~150万円	24時間補償	約4~100万円	24時間補償	約2~50万円	24時間補償	自転車事故によるケガのみ補償	約12~300万円	
		入院保険金日額 (45日限度)		3,500円		2,500円		1,500円			1,500円	6,000円
		手術保険金*1		入院中 35,000円 入院中以外 17,500円		入院中 25,000円 入院中以外 12,500円		入院中 15,000円 入院中以外 7,500円			入院中 15,000円 入院中以外 7,500円	—
		通院保険金日額 (45日限度)		2,500円		2,000円		1,500円			500円	4,000円
	天災危険補償		地震・噴火・津波によるケガや熱中症も補償								—	
	細菌性食中毒等補償補償		—									
	特定感染症補償	後遺障害	約6~150万円		約4~100万円		約2~50万円		約2~50万円		—	
		入院保険金日額 (45日限度)	3,500円		2,500円		1,500円		1,500円		—	
		通院保険金日額 (45日限度)	2,500円		2,000円		1,500円		500円		—	
	疾病補償	入院医療保険金日額 (1泊2日以上・60日限度)	1,500円		1,000円		500円		—		—	
		入院療養一時金 (60日以上の入院が必要との診断時)	10万円		10万円		10万円		—		—	
		手術医療保険金*2	入院中と放射線治療 15,000円 入院中以外の手術 7,500円	入院中と放射線治療 10,000円 入院中以外の手術 5,000円	—		—		—			
育英費用 (天災による事故も含む)		850万円		480万円		200万円		80万円		—		
被害事故補償		500万円		500万円		500万円		—		—		
学校管理下動産 (免責金額(自己負担額):5,000円)		10万円		10万円		10万円		—		—		
年間保険料		19,600円		15,100円		11,000円		7,450円		5,490円		
制度維持費		220円		220円		220円		220円		220円		
合計金額 (ひと月あたり)		19,820円 (約1,651円)		15,320円 (約1,276円)		11,220円 (935円)		7,670円 (639円)		5,710円 (約475円)		

児童1名につき、1プランの加入となります。(複数の申込はできません)

*1.傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2.傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*3.[時期を同じくして]とは、[手術室に入ってから出るまで]をいいます。

*4.保険期間中に、トラブル対策費用がセットされたプランに変更することはできません。

【制度維持費について】

制度維持費とは、集金代行手数料・通信費・相談窓口維持費用等、当制度の円滑な運営およびPTA活動に利用されており、児童1名につき220円を保険料と一緒に引き落としさせていただきます。

！ ご注意ください

当制度はお子様が各校を卒業されるまで同等プランで自動更新となっております。

掛金口座振替日

7月27日(月)

予備日 8月27日(木)

もしお引き落としができなかったら...

残高不足等で、万一7月27日(月)に掛金のお引き落としができなかった場合は、8月27日(木)に再請求させていただきます。2日ともお引き落としができなかった場合は、振込用紙を9月に送付させていただきます。期日までにお振込みいただけなかった場合は、補償開始日(5月1日)にさかのぼってご加入は無効となりますのでご注意ください。

*ご加入された方には、加入者票を6月末までに送付いたします。*この保険契約は、和歌山県PTA連合会を契約者とし、PTA連合会会員のお子様で、和歌山県下の公立小・中学校に在籍する生徒の皆様を被保険者(保険の対象となる方)とする団体総合生活保険の団体契約です。従いまして保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として和歌山県PTA連合会が有します。*転校等により団体構成員でなくなった場合は必ずご加入の代理店までお申出ください。

お手続き先グループコード一覧

WEB申込時に必要となります。ご所属の小・中学校から「お手続き先グループコード」をご確認ください。

小学校				中学校				
	学 校 名		お手続き先 グループコード		学 校 名		お手続き先 グループコード	
小学校	ア	会 津 川	20	加 茂 川	1	タ	太 地	19
		秋 津 川	22	川 永	14		大 新	9
		安 居	23	川 原	17		大 東	1
		芦 原	18	川 辺 西	19		高 池	19
		安 宅	23	川 辺 東	19		高 城	19
		朝 来	21	紀 伊	9		高 田	19
		安 謫	11	貴 志	9		高 松	14
		あ や の 台	9	貴 志 南	27		田 栖 川	11
		鮎 川	21	北 富 田	22		田 栖川(吉川分校)	11
		安 楽 川	26	北 野 上	13		田 鶴	16
		生 馬	23	北 山	19		巽	13
		池 田	17	紀 見	9		田 殿	11
		有 功	9	木 本	9		田 中	17
		有 功 東	4	清 川	23		田 辺 第一	20
		石 垣	11	切 目	19		田 辺 第二	20
		市 ノ 瀬	22	串 本	19		田 辺 第二	22
		市 野 々	19	串 本 西	19		田 辺 東 部	21
		出 雲	19	楠 見	4		田 村	11
		糸 我	11	楠 見 西	26		田 原	19
		稲 原	19	楠 見 東	26		近 野	21
		印 南	19	九 度 山	9		中 央	26
		稲 成	22	熊 野 川	19		調 月	2
		今 福	4	黒 江	1		津 木	16
		色 川	19	恋 野	9		東 海 南*1	19
		岩 代	19	高 野 口	9		鳥 屋 城	11
		岩 田	23	高 野 山	5		富 田	22
		岩 出	26	粉 河	17	ナ	中 貴 志	26
		宇 久 井	19	古 座	19		中 山 路	22
		内 原	23	御 坊	19		長 田	5
		内 海	1	御 霊	11		中 津	19
		応 具	9	サ 雑 賀 崎	4		中 之 島	9
		王 子 ケ 浜	19	雑 賀	25		長 野	22
	大 島	19	境 原	9		中 芳 養	22	
	太田(和歌山市立)	4	咲 楽	22		中 辺 路	21	
	太田(那智勝浦町立)	19	三 田	4		名 草	12	
	大 谷	9	山 東	3		名 田	19	
	麻 生 津	5	潮 岬	19		名 手	5	
	大 野	1	塩 屋	19		西 ケ 峯	11	
	大 坊	23	四 箇 郷	9		西 貴 志	26	
	岡 崎	26	四 箇 郷 北	9		西 富 田	20	
	岡 崎	20	志 賀	23		西 向	19	
	小川(有田川町立)	11	波 田	9		西 協	9	
	小川(紀美野町立)	27	清 水	9		西 和 佐	10	
	小 倉	27	下 神 野	27		根 来	26	
	カ 笠 田	9	下 里	19		直 川	9	
	加 太	8	下 津	12		野 上	27	
	勝 浦	19	白 浜 第一	21		野 口	19	
	河 根	9	白 浜 第二	23		野 崎	12	
	上 秋 津	22	城 山	9	ハ	野 崎 西	18	
	上 岩 出	26	新 庄	21		橋 杭	19	
	上 神 倉	19	新 庄 第二	21		橋 本	9	
	上 山 路	22	新 南	4		柱 本	9	
	上 名 手	2	周 参 見	23		八 幡 台	18	
	上 芳 養	22	隅 田	9		初 島	16	
	上 南 部	19	砂 山	4		浜 宮	12	
	学 文 路	9	西 部	9		芳 養	23	
	亀 川	13	清 流	19		比 井	23	
中学校	ア	秋 津 川	22	貴 志 川	26		松 洋	19
		荒 川	15	貴 志	6		白 浜	21
		有 功	4	北 山	19		新 庄	23
		石 垣	16	衣 笠	23		周 参 見	23
		稲 原	19	紀 之 川	9		隅 田	9
		稲 印 南	19	吉 備	16		清 流	19
		色 川	19	紀 見 北	9		西 和	6
		岩 出 第二	2	野 上	27	タ	耐 久	11
		岩 出	2	紀 見 東	9		太 地	19
		宇 久 井	19	切 目	19		大 成	19
		打 田	17	串 本	19		高 雄	22
		央 和*2	19	串 本 西	19		高 田	19
		大 塔	21	楠 見	6		高 積	24
	カ	海 南	12	九 度 山	9		巽	13
		海 南 第三	1	熊 野 川	19		近 野	21
		河 西	18	高 野 口	9		津 木	16
		笠 田	9	高 野 山	5		東 陽	21
		加 太	8	光 洋	19		東 和	28
		金 屋	11	粉 河	17		富 田	20
		河 南	19	古 座	19	ナ	那 賀	17
		河 根	9	古 佐 田 丘(県立)	8		中 芳 養	22
		河 北	18	御 坊	19		中 辺 路	21
		上 秋 津	22	サ 潮 岬	19		名 田	19
		上 富 田	21	下 里	19		那 智	19
		上 芳 養	22	下 津 第一	1		西 浜	14
		上 南 部	19	下 津 第二	1		西 向	19
		亀 川	13	城 東	9		西 協	14
		紀 伊	9	城 南	19		日 進	28

*1 中野上小学校と南野上小学校は東海南小学校に統合されております。

*2 中津中学校、丹生中学校、早蘇中学校、美山中学校は中央中学校に統合されております。

ご加入までの流れ

STEP 1 ▶ トップ画面

お手続き先のグループコード一覧をご確認のうえ、手続きサイトにアクセスしてください。

▼お申込画面 TOPページ

- 1 自身のグループコードよりお手続きを開始してください。(グループコードについては5ページをご確認ください)
- 2 補償内容のご確認・お手続きはこちらをクリック。

STEP 2 ▶ 保護者・扶養者(加入者)情報の入力

- 1 保護者・扶養者(加入者) 情報を入力願います。
- 2 保護者・扶養者(加入者) から見た続柄をご選択願います。
・加入者が父母の場合→【子】をご選択願います。
・加入者が祖父母の場合→【同居の孫】をご選択願います。
- 3 学生・生徒・児童(被保険者) 情報を入力願います。
- 4 学生・生徒・児童(被保険者) のご職業【学生】をご選択願います。
- 5 次へ進むをクリック。

STEP 3 ▶ 補償の選択

加入を検討するをクリック。

STEP 4 ▶ 保険の対象となる方(被保険者)情報の入力

- 1 ご職業に【学生】が選択されていることをご確認ください。
- 2 次へ進むをクリック。

STEP 5 ▶ ご希望のプランの選択

- 1 ご希望のタイプを選択し「選択する」をクリック。
- 2 ご希望のタイプが正しく選択されているかをご確認「確定する」をクリック。

【ご注意】口座からお引き落しさせていただく掛金には、各タイプの下に表示されている保険料に制度維持費が付加されます。

補償を確認し次へ進むをクリック。

STEP 7 ▶ 加入のお申し込みをされるお客様(加入者)情報の入力

ご住所、メールアドレス、連絡先を入力願います。

STEP 8 ▶ 学校名の入力

1 検索をクリックして、所属検索画面から、学校コード、学校名(漢字)、学校名(カナ)を選択してください。

2 お子様卒業する年を入力してください。

	学年	卒業年
小学校	1年	令和14年
	2年	令和13年
	3年	令和12年
	4年	令和11年
	5年	令和10年
	6年	令和9年
中学校	1年	令和11年
	2年	令和10年
	3年	令和9年

STEP 9 ▶ 保険の対象となる方(被保険者)情報の入力

他の保険契約、学校区分、住所区分を選択願います。

STEP 10 ▶ 被保険者の扶養者の入力

被保険者(お子様)から見た扶養者の続柄をご選択願います。

- ・お子様の扶養者が父母の場合 →【父母】をご選択願います。
- ・お子様の扶養者が祖父母の場合→【祖父母】をご選択願います。
- ・お子様の扶養者がその他の場合→事務幹事代理店へお問い合わせください。扶養者の名前、住所をご確認のうえ、次へ進むをクリック。

STEP 11 ▶ ご加入内容の確認

お手続き内容をご確認いただき、間違いが無ければ「内容を確認する」をクリック。そして「重要事項説明書を表示」をクリックし、ご確認ご同意のうえ、ご加入される場合は、「加入する」をクリック。

受付完了メールが自動で送信されるとお手続きは完了しています。保険ご契約は完了しておりますが、STEP12以降、口座の登録手続きが必要となりますのでご注意ください。

STEP 12 ▶ 口座を登録する

重要

口座登録の際にご注意いただきたいポイント

- WEBにて口座の登録ができなかった場合は「事務幹事代理店」までご相談ください。
- 本人確認のため、各金融機関様のサイト内でお客番号・パスワード・暗証番号・生年月日・通帳最終記帳残高等の情報が必要な場合があります。
- 口座登録状況の反映までに約2営業日かかります。そのため口座が登録できていても加入内容確認画面に「口座が未登録」と表示される場合がございます。
- 金融機関によっては利用時間に制限がある場合がございます。
- 金融機関のWEBサイト内に関するご質問は、各金融機関までお問い合わせください。
- 収納代行サービス会社は明治安田収納代行サービスとなります。

- 1 お手続きが完了すると、「受付完了メール」が自動で送信されます。口座振替の登録手続き画面に進み、次へ進むをクリック。

- 2 ご利用になる金融機関をお選びください。

- 3 引落口座の情報を入力し「金融機関へ」をクリック。金融機関サイトの登録を確定します。

- 4 口座の登録完了をもってお手続きは完了です。ネット銀行をご利用のケースで収納会社より承認依頼通知(メール)が届いた場合、期限内の承認のお手続きも必要となりますのでご対応いただきますようお願いいたします。口座の登録についてWEBでの登録ができない場合、口座振替依頼書での手続きとなりますので事務幹事代理店(073-497-5678)へお問い合わせください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談 常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。	医療機関案内 夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。	予約制専門医相談 様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。
--	--	---

がん専用相談窓口
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

受付時間*1: 24時間365日
 0120-708-110
*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

転院・患者移送手配 *2
転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

電話介護相談
ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介 *2
「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。 *3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

受付時間: 電話介護相談 :午前9時～午後5時
いずれも 各種サービス優待紹介:午前9時～午後5時
土日祝・ **0120-428-834**
年末・年始を除く

インターネット介護情報サービス
情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

法律・税務相談
提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談
公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

受付時間: 法律相談 :午前10時～午後6時
いずれも 税務相談 :午後 2時～午後4時
土日祝・ 社会保険に関する相談 :午前10時～午後6時
年末・年始を除く 暮らしの情報提供 :午前10時～午後4時
 0120-285-110

暮らしの情報提供
グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

**【対象となる補償】
弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合**

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス
いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。
※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
【対象となる相談内容】
以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。
・いじめ ・嫌がらせ ・痴漢 ・ストーカー行為
・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

受付時間: いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス: 午前10時～午後6時
いずれも **0120-300-575**
土日祝・ 痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス: 午前7時30分～午前9時30分／午後5時～午後10時
年末・年始を除く **0120-106-670**

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス
痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。
なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。
※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください(各サービス共通)

・ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りま。

・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りま。

・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

必ずお読みください

団体総合生活保険の 2025年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または東京海上日動までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

■ 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償						
①傷害補償	②こども傷害補償	③団体長期障害所得補償	④医療補償	⑤がん補償	⑥介護補償	⑦賠償・財産・費用

変更する補償							改定項目	概要
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
				○			がん通院補償の一本化および保険料改定	①補償パターンの一本化 抗がん剤治療の増加や平均入院日数の短縮といった昨今のがんの治療実態を踏まえ、お客様にとって必要な通院補償をわかりやすくお届けするために、通院補償を「三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)のための通院」や「短期入院の前後の通院」についても補償できる充実した補償パターン(「がん補償基本特約」+「がん通院保険金の対象期間延長特約(三大治療用)」)に一本化します。 ②保険料の改定 がん通院補償の収支状況が良好であることを踏まえ、保険料を引き下げます。 ※改定前の補償パターンおよび年齢区分によっては保険料引上げとなる場合があります。
				○			「がん診断保険金」等の保険料改定	がん罹患率の上昇に伴う「がん診断保険金」等の収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、「がん補償基本特約」の「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。 ※年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。
				○			「抗がん剤」の定義の改定	抗がん剤として治療に使用される医薬品をより広く補償するため、約款上の「抗がん剤」の定義を改定します。 ＜対象特約＞ 抗がん剤治療補償特約、がん再発転移補償特約、がん生活支援特約
			○				「三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)」の補償内容の変更および保険料改定	①補償内容の変更 がん罹患歴がある方に加入いただいた場合において、保険期間開始前に診断確定されたがんとは関係のない「新たながん」と診断確定されたときを補償対象とします。 ②保険料の改定 がんの罹患率の上昇に伴う収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。

お子さまを守るために知っておきたい こどものリスク白書

個人賠償

お子さまが他人に危害を加えたり物を壊して賠償問題になることがあります。

9,500万円^{※1}

小学5年生の児童が62歳の女性と自転車事故を起こし、母親に対して**約9,500万円の賠償**を命じられた事例があります。

50万円^{※2}

学生が自転車で帰宅している際、駐車場に止めてあった車を擦ってしまい**50万円を超える賠償**が発生した事例があります。

※1 出典：「日本損害保険協会Webサイト」自転車での加害事故例（一般社団法人日本損害保険協会）
※2 東京海上日動火災保険株式会社の過去の支払実績に基づいた事例額の金額です。

事故・ケガ・入院

お子さまが登下校時等に事故にあってケガをすることがあります。

25万円^{※3}

学生が公園で遊んでいるときに転倒して右足を骨折し、**入院・手術・通院で25万円以上の費用**がかかった事例があります。

小学生の交通事故死傷者
（自転車乗用中）
約33%^{※4}

中学生の交通事故死傷者
（自転車乗用中）
約58%^{※5}

※3 東京海上日動火災保険株式会社の過去の支払実績に基づいた事例額の金額です。
※4 出典：「令和2年交通安全白書 未熟歩行者及び高齢運転者の交通安全対策について」（内閣府）
※5 出典：「平成30年交通安全白書 児童・生徒の交通事故防止対策について」（内閣府）

いじめ

暴力や悪口等のいじめにより身体的・精神的な苦痛を受けることがあります。

約40件^{※6}



小中高のいじめは、平均で生徒1,000人あたり約40件、小学校では児童1,000人あたり約70件起きています。

学校でいじめ被害にあい、**弁護士**の力を借りるために**10万円以上の費用**がかかった事例があります。^{※7}

※6 出典：「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の課題に関する調査結果の概要」（文部科学省）
※7 東京海上日動火災保険株式会社の過去の支払実績に基づいた金額です。

ネットトラブル

同級生やネット上で知り合った友達にSNS等で悪口を書かれることがあります。

年間1,800件以上^{※8}



小中高あわせたSNSの被害は**年間1,800件以上**発生しています。

ネットやSNSの利用が増えることで、**トラブルに巻き込まれる可能性も高くなります。**

※8 出典：「少年非行、児童虐待及び子供の性被害 統計データ」（警察庁）

不審者・ストーカー

お子さまが不審者やストーカー行為の被害にあうことがあります。

年間2,145件^{※9}



10代のストーカー被害の相談件数は**年間2,145件**、**1日あたり約6件**の相談が発生しています。

登下校時等1人での行動が多くなることで、不審者等に狙われる可能性も高くなります。

※9 出典：「ストーカー・DV等 統計データ」（警察庁）

学業継続

お子さまの教育には多くの費用がかかり、親御さまのケガや病気によって所得が減り就学が困難になることもあります。

477万円^{※10}



お子さまが小中高で公立に進学した場合、**教育費は合計で477万円かかります。**
（小学校6年間：193万円、中学校3年間：147万円、高校3年間：137万円）
※学校教育費・学校給食費・学校外活動費（塾やスポーツ活動等も含む）

小中高生のお子さまを持つ親の約11%が過去5年間にケガや病気等の理由により入院を経験しています。^{※11}

※10 出典：「平成30年度子供の学習費調査」（文部科学省）
※11 出典：「令和元年度「生活保障に関する調査」」（公益財団法人生命保険文化センター）

変更する補償							改定項目	概要				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦						
○	○						参考純率改定等を踏まえた保険料改定	2024 年 6 月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。				
○	○						○ 熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。				
○	○						職種級別による料率区分の廃止	傷害補償における職種級別による料率区分を廃止（保険料を一本化）し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。				
○	○						「特定感染症危険補償特約」の保険料改定	先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大における収支状況等を踏まえ、安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。				
		○					一部特約の販売停止	商品・ラインナップを見直し、より多くのお客様に必要な補償をわかりやすく提供できるようにします。 ＜販売停止の対象特約＞ <table><tr><th>種目</th><th>特約名</th></tr><tr><td>団体長期障害所得補償</td><td>業務上の身体障害のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病不担保特約</td></tr></table>	種目	特約名	団体長期障害所得補償	業務上の身体障害のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病不担保特約
種目	特約名											
団体長期障害所得補償	業務上の身体障害のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病不担保特約											
							○ 「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」等の約款改定	①約款上の「その他の侵害」について、刑法改正を踏まえ、「満 13 歳以上満 16 歳未満の者」に対して 5 歳以上年長の者がわいせつな行為等をした場合を「痴漢」に含めます。 ②約款上の「人格権侵害」について、インターネット投稿画像等の「具体的な表示物」により侵害の発生を証明する場合は、あわせて「相談窓口等への相談の事実が確認できる記録等」を必要とします。 ＜対象特約＞ 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)、トラブル対策費用補償特約				
		○				○	付帯サービスの一部終了	利用実績が少ないサービスを終了します。 ※2025 年 10 月 1 日(水)以降、各サービスは、新規契約・保有契約ともに改定後の内容で提供します。 ＜終了対象のサービス＞ ■団体長期障害所得補償 ・「キャリアコンサルタント職場復帰支援サービス」 ■介護補償 ・「認知症アシスト」のうち「搜索支援サービス」				

このご案内は、2025 年 10 月 1 日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07E1-GJ05-24009-202412

こどもの未来を応援する活動

みどりの授業

マングローブの植林活動を題材に、地球温暖化防止・生物多様性・津波や土砂流出の被害軽減等の効果について学び、自分たちでできる地球環境保護活動について考える授業を全国の小学校・特別支援学校等で実施しています。



ぼうさい授業

地震・津波発生のメカニズム、発生時に身を守る方法、事前の備え等を学ぶ「ぼうさい授業（地震・津波編）」、大雨が降るメカニズム、避難行動を起こす心構え、避難所での過ごし方等を学ぶ「ぼうさい授業（水害・土砂災害編）」を全国の小学校・特別支援学校等で実施しています。



東京海上グループでは未来を担う子どもたちに向けてさまざまな教育支援やスポーツ支援を行っています。